2026-10-9　第10回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会

○落合専門官　ただいまから、第10回「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」を開催いたします。

事務局を務めます厚生労働省老健局高齢者支援課の落合でございます。よろしくお願いいたします。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中の御出席、誠にありがとうございます。

本日は、こちらの会場とオンライン会議システムを活用して開催いたします。また、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開いたします。

本日の出席状況につきまして、保木知子構成員より御欠席の御連絡をいただいており、代理として、オンラインにて渡邊優一参考人に御出席いただいております。

このほか、オンラインでの御参加は、江澤和彦構成員、倉田賀世構成員、佐藤純構成員、田母神裕美構成員となっております。

報道関係の方に御連絡いたします。冒頭のカメラ撮影はここまでとなりますので、御退出をお願いします。

（カメラ退出）

○落合専門官　それでは、以降の進行は駒村座長にお願いいたします。

○駒村座長　おはようございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、「登録制の施行に向けた対応について」です。

本日の資料と会議の運営方法について、事務局からお願いいたします。

○落合専門官　それでは、お手元の資料と、会議の運営方法についての確認を申し上げます。

資料につきましては、お手元に配付のとおり、オンラインで御出席の方につきましてはお送りしております資料を御覧ください。

次に、発言方法等についてです。

恐縮でございますが、時間の関係上、意見交換での構成員の御発言は５分をめどとさせていただきます。御発言が５分を経過した時点で、事務局がベルを鳴らしてお知らせいたします。

オンラインで御参加の構成員の皆様には、画面の下にマイクのアイコンが出ていると思います。会議の進行中は、基本的にマイクをミュートにしていただきます。御発言される際にはZoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリックいただき、座長の御指名を受けてからマイクのミュートを解除して御発言ください。御発言が終わりました後は、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を降ろす」をクリックいただき、併

せて再度マイクをミュートにしていただきますようお願いいたします。
　また、会場御参加の皆様は挙手をいただき、座長の御指名を受けてから御発言をお願いいたします。
○駒村座長　ありがとうございました。
　それでは、議事に移りたいと思います。事務局から、資料の説明をお願いいたします。
○濵本高齢者支援課長　事務局、高齢者支援課長でございます。
　それでは、資料１「登録制の施行に向けた対応について（まとめ）」につき、御説明を申し上げます。
　１ページ、前回の検討会で「登録制の施行に向けた対応について」、事務局案をお示しし、御議論いただいたところです。今回、これまでの議論を踏まえた形で、まとめという形で本資料をお示しするものです。
　３ページから、まず１つ目の項目、「登録基準等について」です。
　４ページから６ページまでに前回第９回の検討会でいただいた主な御意見を掲載しております。
　例えば４ページの契約基準に関しましては、入居を希望される方に重要事項説明などで明確に示す、説明すべき内容などに係る御意見、４ページ目から５ページ目にかけては、人員の基準に関し、特に夜間・緊急時における対応については安全性の確保のために必要な観点ですとか､一方で住まいであることを踏まえた求めるべき対応の水準などについて、様々御意見をいただいたところです。
　それから、６ページのほうでは運営に関する基準につきまして、利用者の尊厳、権利の確保や適切な事業運営に係る様々な観点から御意見をいただいたところです。
　こうしたこれまでの御議論を踏まえる形で、７ページから10ページ目には登録基準に関する方針、それから11ページに届出ホームが遵守すべき事項の方針を示しております。
　今から御説明する登録基準案につきましては、前回同様、参考資料の１に登録基準案と現行の標準指導指針などとの比較を掲載しておりますので、必要に応じ御参照いただければと思います。
　資料１に戻りまして７ページですけれども、「契約に関する基準」に関しましては、前回の御議論から記載ぶりは特段の変更はございませんが、囲い込み対策の観点から不当な条件として禁止する事項、あるいは関連する事項として＜参考＞の点線枠の中に関連して入居者に提供するサービス内容等の説明をしっかり行うという義務づけをしている内容についてお示しをしております。
　８ページ、「人員に関する基準」ですけれども、前回御意見を踏まえまして、上から２つ目の○、夜間・緊急時の体制につきまして、職員の配置またはオンコールがその求める基準であることを明記いたしました。
　それから、オンコールについては連携先を含むとしておりますけれども、その連携先がまず対応する場合にあっても、ホームが責任を持って速やかに対応できる体制を取る、こ

れを基準として求める旨を明記、追記をしているところでございます。ほかの箇所については、特段記載の変更はございません。

９ページにまいりまして「設備に関する基準」です。

こちらのページの記載ぶりに特段の変更はございませんけれども、前回、御意見や補足をいただきましたとおり、建築基準法ですとか消防法に係る記載、こちらについては現行の標準指導指針で、あるいは大まかに定めている内容と、建築法令での規制との平仄の点を踏まえまして、引き続き事務局において国土交通省とも調整を行いながら、具体的な規定を進めていきたいと考えております。

次に、10ページにまいりまして「運営に関する基準」ですけれども、サービスの質の確保、またはいわゆる「囲い込み」対策の観点からこれまで御議論いただいた様々な内容を記載しております。前回お示しした内容から特段の変更はございません。

11ページにまいりまして、「届出ホームが遵守すべき事項について」でございますけれども、こちらも前回と同様でございまして、入居者の尊厳の保持、適切な処遇の確保は全ての有料老人ホームに求められるものでございますので、登録ホームに求める基準とおおむね同様の内容を定めるということをお示ししております。

続きまして、12ページから「登録事務について」でございます。

13ページに、前回いただいた主な御意見を掲載しております。

ホーム事業者や、または実際に登録事務、それから指導監督を担う自治体における事務手続の負担軽減、またシステムの構築、情報公表の充実であったり、他システムとの相互連携について利用者の選択に資するものとなるようにという観点から様々な御意見をいただいております。

また、介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけに関しては、登録制を今回導入することに伴い、高齢者住まいの情報を保険者である自治体が確認できるようになりますので、こうした取組を契機として特定施設への移行を適切に図っていく、促進していくことについても御意見をいただいたところでございます。

こうした御議論を踏まえまして14ページでございますけれども、「登録の申請に係る手続き」、それから「登録システム・情報公表」、また15ページにまいりまして「介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ」に関しては、この資料の最後の部分で御説明します施行期日に関する予定のスケジュール感も見据えまして、記載している内容の様々な対応を進めてまいりたいと考えております。資料の記載ぶりとしましては、前回お示しした内容から特段の修正はございません。

16ページからは３つ目、「登録制の対象となるホームの範囲について」でございます。

17ページが、前回いただいた主な御意見を掲載しているところです。登録制の対象となる入居者像について、一定の医療ニーズを有する方の具体的な範囲ですとか、あるいは今後本格施行を見据えて未登録となるホームが生じた場合などの対応等、そういった点について御意見をいただいたところでございます。

御議論を踏まえた18ページのところでございますけれども、登録制の対象となるホームの範囲につきまして、こちらは資料の記載ぶりを一部変更しております。

前回お示しした資料では、特にこの１つ目の○の２つ目のポツのところですけれども、要介護者であって重度の医療ニーズを有する者、または一定の医療行為を受ける者等をお示ししておりまして、注で例示を付しておりましたが、前回いただいた御意見、それからまた、その後お伺いした実情などを踏まえまして、この登録制の対象とすべき入居対象者像、保護の必要性が高い入居者の範囲については、前回お示ししていたような例えば特定の疾病等によって規定するというよりも、医療ケア等を受ける頻度などの観点から解釈通知・運用のレベルで具体的に標準的なものを定めていくことがより適切と考えられますことから、資料上の記載としましては「要介護者であって、一定の医療ニーズを有する者を入居対象とするホーム」というふうに記載を修正しております。

また、アスタリスクの部分も「実態等を踏まえ、保護の必要性が高い入居者の範囲について解釈通知等により具体的に規定すること」と、今申し上げた趣旨の記載を追記しています。

有料老人ホームの定義の部分に関しましては、特段の記載の変更はございません。

19ページからは、４番目の「入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について」でございます。

20ページ目の上のほうに、前回いただいた御意見を記載しております。

有料老人ホーム協会で実施することになる優良事業者の認定制度につきまして、高齢者、入居希望者の選択、自己決定に資する情報の公平性、正確性、それから中立性が確保されるよう、適切に議論を進めるべき旨の御意見をいただいているところでございます。

こうした点を踏まえまして、このページの下半分にありますとおり、具体的な制度構築につきましては前回もお示ししたとおり、三者の協議の場において来年度からの運用開始に向けて議論、検討を進めてまいります。

21ページと22ページは、最後に新たな登録制度の施行に関してのスケジュールの御案内でございます。

22ページのチャートのようなものを御覧いただきますと、新たな登録制度に係る「社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行日と、経過措置期間について記載をしております。こちらにつきましては、事業者、自治体における準備期間や事務負担、またシステム整備に係る期間も考慮しまして、登録制の施行、スタートについては令和９年12月を予定しております。また、既存の有料老人ホームの移行に係る経過措置期間は１年間を見込みまして、移行に係る経過措置期間の終了時点は令和10年12月となります。

今後の運用に向けては、先ほどの項目でも御説明しましたとおり、政省令策定と、またこれに合わせまして解釈通知などの策定も進めますとともに、関係者皆様の御協力もいただきながら、例えば自治体の皆様、事業者の皆様向けに説明会を開催し、新たな登録システムを構築した上で10年度以降、視認性のさらなる向上を図っていくなど、必要な対応を

円滑な施行のために進めてまいりたいと考えております。

資料１の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○駒村座長　ありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。ただいま事務局から説明がありましたとおり、今回は、前回までの御議論・御意見を踏まえた「まとめ」ということです。前回からの変更があった箇所や、今回、一定の区切りということで改めて強調されたい点などを中心に御意見をいただきたいと思います。

なお、予定時間内に数多くの構成員の皆様に御発言していただきたいと思っておりますので、皆様におかれましてはおおむね５分程度の御発言に御協力いただきたいと思います。

では、まず会場にて御参加の皆様から御意見をいただきたいと思います。御発言のある方は挙手をお願いできますでしょうか。

では、大体分かりましたので、濵田さんからいきましょう。お願いします。

○濵田構成員　ありがとうございます。

まず、１番の登録基準についてでございます。８ページの「ホームが責任をもって速やかに対応できる体制を取ることを求める」ということにつきましては、御検討いただけると思っておりますが、今後、具体的にお示しいただければ幸いでございます。

９ページの１人当たりの床面積につきましては参酌標準となっておりますが、いわゆる壁芯での計算か、トイレや洗面、キッチンなどの居室内設備を含む面積かについてなど、地域によって大きく解釈が変わるといけませんので、また概要などをお示しいただければ、これは今後のということでございます。

２番目の「登録事務について」で、「（１）自治体や事業者の事務手続き及び情報公表」についてでございます。

情報公表につきましては、現在、自治体等ホームページ、また情報公表制度等で有料老人ホームに関する各種の情報提供が行われておりますが契約書等につきましては、やむを得ないこととは思いますが、入居申込者以外には公表されておらず、また、重要事項説明書につきましても添付等されておらず内容が空白のものもございます。このため今後、基準に適合しているホームかについて利用者や関係者が確認する場合で、これは自治体様の事務になるのかも分かりませんけれども、選択する際に比較検討ができるような形で情報提供をお願いできればということでございます。

特に介護サービス等の提供に関しまして、あくまでも一部でございますが、別途、ホーム側から包括的に提供を行う旨等の契約が入居時に行われている例も散見されております。これは、もちろん介護保険のサービスを特定したものということではなく、包括的にということですので、ホームのほうから独自に管理費等で提供されるものも含んだものと解されますが、こうした附帯的な事項がある場合につきましても、あらかじめ公表されているようにしていただければ幸いかと思っております。

特に、ホームと入居者御家族の間で介護保険サービスも含んで、包括的にサービス提供

をホーム側で行うということに既に契約されているような場合では、介護支援専門員の立場で改めてこの内容の修正を求めることが難しい場合もあります。もちろん担当後、アセスメント等を行って適切に対応してまいるわけでございますけれども、そういった場合の相談窓口につきましても明確化をお願いできればということでございます。

３の「登録制の対象となるホームの範囲について」でございますが、当初、届出ホームでありましたが、要介護者が増加した場合や、いわゆる他の障害福祉対象者の方等も含むいわゆるシェアハウス、あるいはコレクティブハウスなど、そういったホームについて対象とするかどうかにつきましても、今後御検討の上、何らかお示しいただければ幸いかと存じます。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

右のサイドではいかがでしょうか。

では、平川さん、お願いいたします。

○平川構成員　全国有料老人ホーム協会の平川でございます。

まず、これまでの検討会における議論や各構成員からの意見を踏まえ、登録基準案を取りまとめていただき、ありがとうございました。

今回示された案については第９回の検討会でも申し上げたとおり、当協会として基本的な方向性に賛同をいたします。

特に人員に関する基準については、入居者の安全を確保しながら、現場の実情にも一定の配慮をいただいたものと受け止めております。

また、資料１の18ページで、登録制の対象となるホームの範囲について示されておりますが、登録制の対象については認知症の日常生活自立度が３以上の方や、一定の医療ニーズを有する方であっても一律に対象とするものではなく、いずれも「要介護者であって」という要件が設けられています。

これによって、認知症や疾病等により、支援の必要性が高い要介護者を主な対象としているホームが登録対象となるものであり、登録制の対象範囲が必要な範囲に整理されたものと理解しております。

さらに、医療ニーズについては特定の疾病名や医療行為を列挙するのではなく、「一定の医療ニーズを有する者」とし、保護の必要性が高い入居者の範囲を、実態等を踏まえて解釈通知などで具体的に規定するとの整理に修正されました。疾病名によって一律に対象者を区分するのではなく、入居者の状態や保護の必要性に着目する方向で整理されたことは適切であると考えます。

その上で、今後、解釈通知等で具体化する際には、登録対象となる入居者の範囲について、自治体や事業者によって判断にばらつきが生じないよう、分かりやすくお示しいただきたいと思います。

また、要介護認定の有無だけで形式的に判断するのではなく、ホームが表示している入

居対象者、実際の入居者構成、職員配置、提供しているサービスの内容など、運営実態を総合的に確認し、実質的に保護の必要性が高い方を主な対象とするホームが登録を逃れることのない仕組みとしていただきたいと思います。

今後の制度設計や運用に当たっては、ホームの規模や類型、入居者像、地域の実情の違いも踏まえながら、登録が必要なホームを適切に捉え、入居者の安全とサービスの質を確保できる実効性のある制度としていただくことを期待しております。

併せて、登録制度の施行に向けたスケジュールについて申し上げます。

今後、通知や解釈の具体化、その後、自治体による条例整備などが予定されていますが、自治体によっては条例制定に一定の期間を要することも想定されます。既存ホームが円滑に登録手続を行えるよう、自治体及び事業者の準備期間が十分確保されるよう、御配慮をお願いしたいと思います。

当協会としましても、事業者団体の立場から、会員への周知や、適切な制度運用の促進に協力してまいります。

私からは以上でございます。

○駒村座長　どうもありがとうございます。

右手のほうから、では宮本さん、お願いします。

○宮本構成員　高齢者住宅協会の宮本でございます。

10回にわたり丁寧におまとめいただき、本当にありがとうございます。

私のほうからは、18ページの「登録制の対象について」、３点お話しさせていただきたいと思います。

登録制の対象として、「一定の医療ニーズを有する者」とされています。この部分については、前回の資料でいわゆる別表７、８に掲げる人を想定すると記載がありました。本日の資料には記載がありませんが、入居希望の方にこれを説明することは、住宅の運営側としては難しいと感じているところでした。これに関して、本日の資料のとおり、解釈通知等で明確にしていただきたいと思います。

２点目は、サ高住では様々な疾病の治療を受けながら自立的に暮らす方々がおられます。そのような方々の住まいの選び方が今回の登録制度を契機に制限されてしまうことは絶対に避けるべきと考えております。

３点目は、自立者向け高齢者住宅はウェルビーイングを高めていただき、自立的に暮らす期間をできるだけ延ばす役割があると考えておりますので、慎重な基準の策定をお願いしたいと思います。

以上です。

○駒村座長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。右手から、矢田さん、お願いします。

○矢田構成員　日本大学法学部の矢田と申します。いつもながら分かりやすい資料及び御丁寧な説明をいただき、ありがとうございます。

指摘するまでもないかと思ったのですけれども、幾つか気になる点を指摘させていただきたいと思います。

まず資料の７ページの「契約に関する基準」において、その入居者にとって不当な契約条件を付すことは認めないとされているのですけれども、契約時に説明された後ですね。入居した後に、契約内容が合理的な理由もなく一方的に変更されないような形の仕組みというか、そういったような形でお願いできればと思います。例えば、登録の更新時などでもう一回確認できるような形の仕組みにしていただければと思います。

２つ目として、資料14ページの「登録の申請に係る手続き」において、添付書類として「入居契約に係る約款」という記載があります。これは表現の問題かと思うのですけれども、約款を含めた契約書一式を提出してもらう意図かと思いましたので、契約書の中に約款が挟み込まれるということになるのかなと思いましたので、念のため指摘させていただきます。

第３に、資料18ページの登録制の対象における食事の提供の要件が「自立の入居者が各個室のキッチンで自ら食事を作り、また、必要に応じて自らの意思で選択して併設の食堂を利用している等の場合」ということになっておりまして、かなり解釈の幅がありそうな表現になり、判断に迷う可能性もありそうなので、これで少なくとも登録逃れとかができないようにしていただきたい。多分ここは解釈とかになってくると思うのですけれども、登録逃れができないような形にしていただければと思います。

以上となります。

○駒村座長　どうもありがとうございます。

左手のほうにいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、植村さん、お願いいたします。

○植村構成員　ありがとうございます。

事業者団体の介護付きホーム協会の植村でございます。

私のほうからは、事業者の団体ということで、エンドユーザーと接している立場から幾つかお話をさせていただければと思います。

まずは７ページでございます。登録基準とございますけれども、こちらで現場のほうでいろいろ考えられるのは、まずは介護サービスがついているのかどうかというところがエンドユーザーにしっかりと伝わるかということが大事かと思っております。住宅型有料老人ホーム、サ高住は介護サービスが選べる、イコール住宅型有料老人ホーム、サ高住は介護サービスがついていないということをエンドユーザーが最初に認識することが大事かと思っております。

枠の中に誇大広告、広告も少し触れていただいておりますけれども、最初の段階で外付けサービスのホームだということを認識することが大事で、だからこそ介護サービスを選べるということを消費者が認識することが大事かと思っております。外付けサービスの住宅型か、介護がついている介護付きホーム・特定施設かということを、最初に認識できる

かどうか。重要事項説明ですとか、契約の段階では、例えば既に体験入居などでお客様が入居を２、３日されていたりすると、なかなかそこから重要事項に書いてあるからといってどうのこうのといったところにいかないことが結構ございます。以前もお話をしましたが、契約には１時間や２時間、入居契約等々にはかかります。

そんな中で、重要事項の内容を当然理解していただくのですけれども、なかなかその段階では介護サービスの選択のようなことはできない状態ということはありえますので、ぜひ最初の段階で、できればウェブサイトとか広告の段階で、住宅型有料老人ホームとサ高住は介護サービスがついていないということが分かるような方向性を、運用の部分でこれから考えていただければと思っております。それによって、しっかりとした形でお客様がサービスを選べるということになるかと思っております。

有料老人ホームだから全部一緒ですよというようなことが、現場の営業の場面では正直ございます。高齢者の住まいにおける有料老人ホーム、どちらも有料老人ホームという言葉なので、お客様からすると介護はついているのが当たり前というように考えられるのですけれども、有料老人ホームの中でも介護はついていない外付けサービスがあって、自分たちで介護を選べるということが十分に伝わるようにしたい。

違う場所でいろいろお話をしていますが、どうしても有料老人ホームというワードがある限り、お客様の誤解を生んでしまうということはあると正直思っております。有料老人ホーム、このワードを悪用されないように、現場で今後考えていく必要があるかと思っております。

それから、15ページのところでございます。我々の会員の中では、介護付きホーム・特定施設と住宅型を両方運営している会社も結構ございます。特定施設の歴史をたどると、総量規制によって、やりたくてもできないケースがあり、仕方なく特定施設ではなくて住宅型を選んでいるという運営会社が結構ございます。こちらは外付けサービス型を特定施設に移行していくのかどうなのかといった大きな方向性は、ぜひ厚労省さんをはじめ国のほうで方向づけをしていただいて、ローカルルールによって、対応がバラバラにならないように、対応していただいたほうがよいと思っております。

今後、例えば、全ての住宅型・外付けサービスが特定施設へ移行できるような流れがあるのか、ないのか。基本的にないと認識していますが自治体によってそれが変わっていくことがあるのか。自治体の管理監督のために特定施設の指定をどんどん増やしていく流れがあるのか、ないのか。ここをぜひローカルルールが発生しないように、大きな方向性を示していただければと思っております。

特定施設は指定申請という形で、既に人員配置基準から、詳細内容を十分に報告しております。今後、登録制に移行するスケジュールにおける新しいシステムでございますが、このシステムがしっかりと機能して、事務の手間といいますか、作業が増えないことを願っております。しっかりとした新しい登録システムで、既に指定申請を受けている延長線で、できる限り簡単に登録ができる流れがつくれればよいと思っております。

外付けサービスと、介護付きホーム・特定施設をどちらも健全に発展させる必要があると現場では思っております。従いまして、その特徴をしっかりとお客様へ伝えられるように、分かりやすくというところを今後いろいろと御検討いただければと思います。

以上です。

○駒村座長　どうもありがとうございます。

左手で、どうでしょうか。

では、久留さん、お願いします。

○久留構成員　ありがとうございます。

民間介護事業推進委員会の久留でございます。

資料１につきまして、これまでの議論の前提となる考え方及び論点を踏まえつつ、現行の標準指導指針をベースとして審議内容を丁寧に拾っていただき、また、着地点を取りまとめていただきまして誠にありがとうございます。

本案に対しまして、ただいま事業者団体３団体の皆様からのご意見を拝聴しましても特段の異論はなかったと思いますので、私ども民間介護事業者としましても特段の異論はございません。

また、ご説明いただきました登録制の対象の修正につきましても、修正理由を含めまして賛同させていただきます。

ただ、２点だけ意見といいますか、お願いをさせていただきたいと思います。

今回、取りまとめた登録制の施行に向けた対応につきましては、都道府県において従来の法的拘束力のない標準指導指針から、登録制の導入により報告徴収、改善命令、最終的には登録取消しといった明確な監督権限が生じることとなるわけでございますから、これらはどちらかというと事業者の参入に当たっての入り口のところで機能すると思っておりますし、また、その後の指導監督の根拠となるものと承知しております。

一方、実際のサービス利用場面におきましては、あくまでも利用者と施設事業者との契約に基づくものでありますことから、様々なトラブルが生じるのはむしろサービスを利用し始めてからということになろうかと思います。

このため、私ども民間事業者自身におきましても、契約締結時の重要事項の説明をはじめとしたあらゆる場面において、入居希望者が自由かつ適正な判断ができる環境を整える必要がありますし、苦情対応等にも適切に対処していかなければなりません。

こうした消費者保護の取組は、厚労省にシルバーサービス振興指導室が設置され、シルバーサービス振興会や有料老人ホーム協会が設立されて、我が国においてシルバーサービスの振興が萌芽し、健全な発展が目指されたときから、または老福法29条に有料老人ホームが位置づけられたときから、全く変わらない不変的なテーマであります。

今回、この検討の場には有料老人ホームにおける望ましいサービス提供の在り方に関しまして、事業者団体をはじめ、関係の皆様が一堂に会しているわけでございますので、私は民間事業者自身による自主的な取組として、今後の登録制の運用場面における先進的な

取組事例や、ないにこしたことはありませんが、発生した事故、苦情等においてお互いに情報を共有し、リスクアセスメントに生かしていけるような機能というものを構築していくということで、より社会的信頼を高めていけるものと思っております。

２点目でございますが、報道によりますと、近年、システム侵入等により、事業者が秘匿し、保管している情報の流出事案が多発しているのは皆さん御承知のとおりでございます。

問題は、これによりシステムが停止し、現場の業務にも支障が生じるということが多々起こっております。当然のことでございますが、今回、新たに構築されるシステムにおきましても、セキュリティー対策をしっかり対処していただきたいと思います。

以上、２点でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。

では、高野さん、お願いします。

○高野構成員　東洋大学の高野でございます。

今回の資料をおまとめいただきまして、かなりいい着地点にまとまりつつあるなと、大変感心しているところでございます。感謝申し上げます。

それで、２点ほどなのですけれども、まず資料１の18ページ、先ほどから何人かの方々が御指摘されている「登録制の対象」のところですね。ここは私がこれまでこの検討会で唐突でもないのですけれども、別表７とか、別表８とか、あるいは精神科訪問看護とか、そういう対象者像的なものをお示ししてはきていたのですが、そのことに関しては若干の反省を私はしております。

というのは、私は決して高齢者の状態、心身の状態で登録対象、あるいは規制や保護の対象をそもそも主張してきたわけではなくて、この検討会で私はずっと一貫して申し上げていると思いますが、高齢者向け住まいは現状、市場サービスです。市場サービスだから、それを使うときには高齢者の皆さんも賢明な消費者でなければならない。

ところが、高齢者ですから、賢明な消費者として自立的にサービスを利用、契約するということが不得手な方、難しい方がいらっしゃる。そうした人たちが多く入居しているホームや、その人たちは、規制や保護の対象にすべきと申し上げてきました。決して心身の状態として申し上げてきたわけではありません。

併せて、そこに過度な規制を講じると、そもそも本当に多くの介護サービス、支給限度額を超えるような、本当に現状の保険給付でも間に合わないような多くの医療サービス、訪問看護等を利用しなければならない方がそこで住み続けることができなくなるので、過剰な過度な規制をするということは、これはよくない。

併せて申し上げておくと、本来は高齢者向け住まいというのは市場サービスですので、一定程度以上の所得がある人を対象としたつくりになっていたと思うのですけれども、現状では低所得の方も受け入れてもらっている部分がある。逆に言うと、低所得の方がそこ

で住み続けることができなくなるような規制をするわけにはいかないだろうと考えてきたところです。

だから、別表７とか、別表８とか、精神科訪問看護というのはあくまでも例示でありまして、実際にその人たちがどれくらい賢明な消費者としての役割を取ることができない人なのかということに着目して規制対象とすべきだというのが私の正確な思いであります。

そんなことを言うと、そういうことは政省令に多分書けないと思いますから、こういう落としどころで十分だと思いますし、詳細な今、私が申し上げたようなニュアンスは恐らく解釈通知とか､Q&Aとか､そういうところでお示しいただくことが適切だと思いますので、なるほど今回のまとめはこうだなと思った次第です。

それからもう一点ですね。資料の10ページの最初､【サービスの質の確保のための基準】のところですが、これは多分私が前回申し上げた点で、中には過小で質の悪い医療介護サービスだけに結びつけてしまっていて、結果的に入居者の状態が早く悪化する。早く退居をする。そういうことを意図しているかどうかは別として、そういう実態が起きているところがあって、ちょっと大げさに聞こえるかもしれませんけれども、入居者、高齢者の生存権を侵害しているかのような高齢者向け住まい事業者もあるというふうに申し上げたので、利用者の立場に立ったということを改めて書いてくださっているのかと思います。ここに関しては、私はこの検討会には社会福祉やソーシャルワークの分野の人間として参画しているつもりですので、もし私が加筆させていただくことができるとしたら、そこのところは常に利用者の立場に立ち、心身の状態や社会参加などの個別的なニーズに応じたサービスの提供に努めること、というふうな形で強くなり過ぎない程度に、要するに社会関係ですとか、心身の状態に応じた適切な介護、医療サービスに結びつけるように努力を講じてほしいというメッセージが社会福祉的な部分から入っているといいなと思っております。

これは、私からの意見として追加させていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○駒村座長　ありがとうございました。

ほかは、いかがですか。

田島さん、お願いします。

○田島構成員　横浜市高齢施設課の田島です。よろしくお願いいたします。

１点だけお話をさせてもらえたらと思います。

資料１でお示しいただいた登録基準については、これまでの議論を踏まえて整理されたものであり、特段の意見はございません。今後は、年内に公布される政省令を踏まえ、登録制の施行に向けて条例制定及び登録事務開始の準備を進めていくことになりますが、懸念事項としては資料１の22ページの新たな登録制度等の施行スケジュールについてです。お示しいただいた施行日は令和９年12月となっており、政省令の公布から施行までの期間が約１年となります。各自治体の条例制定に当たっては、近隣自治体との調整やパブリッ

クコメントの実施、庁内での意思決定を経て議会での審議など、様々なプロセスを踏んでいく必要があり、それらを考慮すると決して余裕のある期間ではなく、非常にタイトなスケジュールになることが想定されます。

そのため、政省令の解釈通知やQ&Aの発出、条例制定に係る自治体向け説明会の開催、新たな登録システムの仕様等の提示については可能な限り早期にお示しいただくなど、スケジュールに配慮いただくことを強くお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○駒村座長　ありがとうございました。

井上さん、お願いします。

○井上構成員　ありがとうございます。

まず、おまとめいただいてありがとうございました。

私から２点、それから大きな観点で１つということで、全部で３つのお話をさしあげたいと思います。

まず、登録基準のほうですね。前回、人員配置のところについてコメントをさせていただきまして、今回新たに職員の配置、またはいわゆるオンコールとしていただいたことに御礼申し上げたいと思っております。

先ほど宮本さんからサービス付き高齢者向け住宅のお話、それと家庭的なサイズで運営しているようなホームというものもありますから、オンコールでないと難しいという施設があることはもちろん理解をしておりますので、今後、解釈通知などで規模とか要介護度に応じてこの辺りを何かお示しいただけるとありがたいというのが１点目になります。

２点目が、標準指導指針から省令に変わっていくということになりますから、今後、行政の指導や処分という形も方向性やニュアンスなどは変わってくるところがあると思うので、こちらは自治体と協議しながら一定の方向性などを示していただけるとありがたいというのがもう一点です。

最後に、もう少し未来志向でお話をさしあげたいと思っています。実は、もう有料老人ホームは特別養護老人ホームよりも数が大きくなっているという現状がございます。また、私は今、老健局関係で中山間地域のサービス提供の状況というものと、住まいの必要量の推計というものの委員会の委員をさせてもらっているのですけれども、そういったところから見て思うのが、今後、中山間地域から始まると思うのですが、労働制約の観点から中心部にいろいろな意味で集住していただくという方向性が生まれてくるであろうと感じているところです。

そういったときには、そこでは唯一の訪問介護、唯一の訪問看護ということがあって、そうすると囲い込みという概念がそもそも成立しなくなる時代がきますよということがあるので、この言葉はどういうふうに捉えるのかということは今後もまた皆さんと議論していきたいと思っているというのが１点目です。

もう一つが、初回のほうの委員会でお話をさせていただきましたけれども、厚生年金層

を中心に有料老人ホームというのは始まりましたが、現実は生活保護受給者向けのマーケットというものが一定割合であるというのが実態かと思っていることはお示ししたとおりです。

それで、先ほどのお話と絡めてくると、今後、定年期の方に自治体が何らかの住宅の手当をしながら、この有料老人ホームが活用されていく時代がやがてやってくると私は思っているところです。そういう時代になったときのことを考えて、この有料老人ホームが健全に発展していただくことがとても大事だと思っていますので、この検討会は10回で終わりなのですけれども、今後も皆さんといろいろと議論したり、意見交換できるとうれしいと思っています。

ありがとうございます。

○駒村座長　どうもありがとうございました。

そうしましたら、お待たせしました。オンラインの参加の皆様から御発言を募りたいと思います。

田母神さんが今、手を挙げられていますか。

では、まず田母神さんからお願いいたします。

○田母神構成員　ありがとうございます。

幅広い論点に関しまして､取りまとめ案をお示しいただきましてありがとうございます。

１点質問と、１点意見でございます。

資料１の14ページでございますけれども、重要事項説明書に関しましてお示しをいただいております。入居希望者の方々の状況や状態と住み慣れた自宅から有料老人ホームに入られるという状況を考えると、入居希望者の心身の状態は幅広いといいましても現に介護を必要としている、あるいは今後必要とすることを想定して有料老人ホームに入居を希望される状況であると考えております。

そうした意味では、重要事項説明書において、ホームで介護、健康管理などを提供しているという場合には、職員配置を含めた介護・健康管理の内容の具体を入居希望者の方が十分に理解した上でホームを選択するということが極めて重要と考えております。

単に職員数を明示するのみでは、入居者は、受けることができる支援を十分理解することは困難であると考えております。重要事項説明書には、日中及び夜間の職員配置であったり、介護や健康管理を提供しているという場合には具体的な内容の明記が必要であると考えておりますが、そのような対応が図られるとの理解でよろしいのか、お伺いしたいと思っております。

参考資料３でございますが、今回ホームの職員の配置の状況について規模別にお示しをいただいております。これは、26ページ、27ページにお示しをいただいていると思いますが、要介護度や医療ニーズについては加味されていないデータと理解をしております。

例えば、職員に関して、定員が40人以上のホームでは、「専従を配置」、「時間単位のシフトで住まい担当を配置」、「住まいの職員は配置していないが兼務で対応」を合わせ

ると、高い割合で配置または対応がされております。また、看護職員に対しても次のページにお示しをいただいておりますが、定員が一定以上の場合、例えば60人から79人のホームで、専従または兼務の配置がないという回答は17.1％、100人以上のホームでは16.7％、80人から99人の場合には30.8％となっております。これらのホームにおいて介護や健康管理を提供しているという場合に、どのような状況になっているのか、うたっているサービス内容と齟齬がないのかという視点で、入居者に適切な健康管理や介護が提供されているかということを把握する視点が非常に重要であると考えております。

登録制の施行後に入居者の状況、状態、職員の配置状況をぜひ具体的に把握いただいた上で、中重度の要介護者や医療ニーズを有する入居者の増加という実態も踏まえ、要介護者、高齢者の安心・安全の観点から、人員体制の在り方に関しても今後検討を行う必要があるのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○駒村座長　田母神さんは何か質問があるとおっしゃったので、事務局からお願いします。

○濵本高齢者支援課長　事務局でございます。

資料１、14ページの重要事項説明で具体的に求める内容について御質問いただきました。

14ページの１つ目の○の２つ目のポツのところでは、重要事項説明書、入居対象者とか。ホームで提供する介護等の内容、職員配置等の事項と記載しておりますけれども、こちらは申請に係る手続ということで、ある意味、提出書類みたいな形ですが、より義務づけという内容の観点では、同じような内容ですけれども同じ資料１の７ページの点線枠囲みの＜参考＞のところに、まさに契約に関する基準に関連する事項としまして、入居契約締結前の書面による重要事項説明の実施義務というものを今回法律で義務づけております。

その内容としては14ページと同じような内容になりますけれども、入居対象者ですとか、ホームでどのようなサービス、介護、家事、健康管理といった有料老人ホームの該当要件等を踏まえて提供しているか。あとは、後ろのほうに職員配置等の事項もございまして、これは人員に関する基準の中で、今回、例えば夜間・緊急時については職員の配置かあるいはオンコールでの対応というものを基準として求めることになりますので、例えばそのいずれで行っているのかということについても、重要事項説明の実施の対象事項として含まれるものになると考えております。

以上でございます。

○駒村座長　田母神さん、よろしいでしょうか。

○田母神構成員　ありがとうございます。

特に介護が必要になったときに、ケアを行うのはどういった職員なのか、ホームの職員なのか、外づけの職員なのか、入浴であったり、清潔、食事などの介助が必要になったときの対応などが具体的に明示されていませんと、入居後のトラブルにもつながりかねないと考えておりますので、より具体的に入居者の方が理解できるような例示を含めて御対応いただければと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○駒村座長　ありがとうございました。

それでは、佐藤さん、どうぞ御発言ください。

○佐藤構成員　群馬県の佐藤でございます。

８月から福祉局長を拝命いたしております。前回は、議会の対応で欠席とさせていただきまして申し訳ございませんでした。

まず、これまでの議論を速やかに整理していただきまして、おまとめいただきましてありがとうございます。

今回お示しいただきました基準の方向性に関しましては、異論ございません。ほかの県の問題意識なども踏まえまして、実際に登録事務を担う自治体の立場から何点か意見をさせていただければと思っております。

まず１つ目でございますが、配置基準でございます。

今回に関しましては、利用者何人に対して職員何人というような具体的な配置基準は設けられなかったところでございます。これに関しましては現実的な基準なのかなと考えているところでございますが、この登録制が施行されて、その運用状況を見ながら、将来的にはその具体的な人員配置ということも御検討いただければと考えております。

２つ目でございますが、夜間の対応でございます。

今回、オンコールも認めるという内容になっておりまして、一方で、登録ホームに関しましては中重度の方も入られることが想定されておりまして、自分で緊急事態の認知ですとか通報というようなことが難しい方も入居されることが想定されております。オンコールによる対応で足りる場合ですとか、そういったことを解釈通知でお示しいただけますようよろしくお願いいたします。

３つ目でございますが、届出ホームでございます。

今回、届出ホームに関しましても登録ホームと同じように、入居者保護の観点からおおむね同様の基準を遵守することを求めていくという方向性自体に関しては賛成でございます。

一方で、そうすることによって利用者目線に立ちますと、登録ホームと届出ホームは何が違うのかが分かりにくくなってしまうということは懸念されるところでございます。

今後、施行に向けて周知していただく際には、そういったところが分かりやすくなるような観点で周知いただければと、お願いしたいと思っております。

最後でございますが、施行に向けた準備でございます。システムの関係ですね。登録システムに関しまして､施行と同じタイミングで稼働するということでございます｡そして、一気にそういった登録が集中しないように、既存のホームに関しては１年間の経過措置を設けていただいているということを感謝いたします。

システムを実際に扱う自治体といたしましては、施行する前に少し慣れておくような期間というものを設けていただけるように、なかなかシステム開発は時間がかかるかと思い

ますけれども、そういったことも御配慮いただけるとありがたいところでございます。
今後、自治体といたしましては、条例整備ですとか、事業者への周知、登録事務など、多くの準備が必要となりますが、厚生労働省さんとも十分に連携しながら、現場で混乱が生じないように円滑に制度が施行できるよう、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。
以上でございます。
○駒村座長　どうもありがとうございました。
江澤さんが手を挙げられているようですので、どうぞ御発言ください。
○江澤構成員　本日の資料につきまして、全体的に賛同いたします。その上で、意見を幾つか申し上げます。
まず８ページですけれども、夜間・緊急時の対応ができる体制につきまして、入居者にくれぐれも不具合がないような仕組みとなるようよろしくお願いしたいと思います。
次に、18ページの一定の医療ニーズを有する者につきまして、訪問診療や訪問看護のサービスを受けている者などが想定されますけれども、今後適切に定めていただきたいと思います。これまでの別表７、８の取扱いについては、神経難病等を有する者を集住化させる、いわゆるホスピス住宅における医療保険の訪問看護の過剰サービスへの対応が出発点であったわけですけれども、令和８年度の診療報酬改定によってかなり適正化が図られていること、または病名や状態によって住まいの選択に支障を生じることは適切ではないと考えますので、今回の提案には賛同いたします。
登録制の対象となる有料老人ホームはほとんどが該当するとのことですけれども、有料老人ホームは虚弱な高齢者を主に受け入れるホームでありますので、行く行くは全てのホームを登録制とすることも検討課題と考えています。
一方で、登録制の有料老人ホームの入居者には今後新たに設定されます登録施設介護支援におけるケアプラン作成や、相談支援に関わるサービスの自己負担が発生することとなります。本来、居住場所の違いでケアプランの自己負担の有無が生じることはあってはならないと考えていますけれども、今後、入居者にどういった影響があるのかなどは注視していく必要があることを申し上げたいと思います。
私からは以上でございます。
○駒村座長　どうもありがとうございました。
そうしましたら、もう一度会場のほうに戻りたいと思います。オンラインの皆様からは一通り御発言があったということで、また会場のほうからと思いますが、オブザーバーの方も発言をしていただければと思います。オブザーバーの方から御発言はいかがでしょうか。
里村さん、お願いいたします。
○里村オブザーバー　ありがとうございます。
前回、設備に関する基準のところで、夜間の人員配置がないということと絡めて、火災

が起きたときの不安、心配と懸念に関する発言をさせていただきました。今回、夜間・緊急時の人員配置に職員の配置又はオンコールということで書かれていますので一歩前進だとは思うのですけれども、先ほど佐藤構成員がおっしゃったようにオンコールで災害時の避難が本当にできるかという懸念がまだ払拭されていない、といいますのは、参考資料３の25ページを見ますと、住宅型有料老人ホームの要介護度３以上の割合が56％ということで、介護付きホームやサ高住よりも高いという現状が示されておりまして、この状態で夜間に火災が起こったときにきちんと安全を守れるのかという懸念がございますので、今後この人員配置基準に関する解釈通知であるとか､設備基準の具体的な詰めをされるときに、この辺の現状も踏まえて御検討いただければ幸いだと思います。

私からは以上でございます。

○駒村座長　どうもありがとうございます。

オブザーバーのほうからよろしいですか。

では、村上さん、お願いいたします。

○村上オブザーバー　ありがとうございます。

今回の取りまとめに際して、丁寧な議論と御尽力に感謝いたします。当連盟も、今後の施行に向けた会員への情報提供、周知に努めてまいります。

一方、事業者団体に属さず、制度の見直しの意図や、自らに求められている責務について、十分な事前情報を得られていない事業者へいかに浸透させるかがポイントの一つかと思います。制度自体が複雑化しておりますし、必要なタイミングで必要な情報を共有することが業界団体にあっても難しいというのが実際なのですけれども、今回は情報を得にくい事業者こそ理解を促進すべき対象になりますので、その点にも注力いただけますようお願いいたします。

○駒村座長　ありがとうございます。

今回、一定の取りまとめという会になりましたので、会場の皆様からももう一度全体を通じて御発言の足りない部分がありましたら時間がありますけれども､いかがでしょうか。よろしいですか。

オンラインのほうはいかがでしょうか。何か発言し損ねた部分がもしあれば加えてお話させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

先ほど、施行スケジュールについての言及がありましたので、事務局からこの点について説明をお願いいたします。

○濵本高齢者支援課長　事務局でございます。

事業者関係の皆様、あとは自治体の関係の方からも今日お示しした22ページの施行スケジュールについて、決して余裕があるわけではないというお話ですとか、国のほうで丁寧に説明をすることですとか、システムの構築を進めていただきたいというお声を頂戴しております。

御指摘いただいた点はまさにそのとおりであると思っておりまして、22ページにお示し

したとおり、政省令につきましては年内の公布を目指して作業を進めてまいります。また、その後、できるだけ速やかに解釈通知等の策定ですとか、あるいは現場でまさにこういう点が判断に迷う点、あるいは事業者さんのほうで御関心の点として引っかかるなどございましたら、そういう点も聞き取りながら具体的な通知等の策定を進めて、円滑な施行に向けて取り組んでまいりたいと思います。

資料22ページにも記載しておりますとおり、自治体向けの説明会、あるいは事業者の方々向けの説明会なども丁寧に行って来年12月の施行のスタート、それから１年間の経過措置期間でしっかり既存のホームも含め、登録制に円滑に移行していただけるように準備を進めてまいりたいと思いますので、各構成員の皆様、それから自治体・事業者関係の皆様、引き続き御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○駒村座長　どうもありがとうございます。

会場から、あるいはオンラインから特段追加の御発言がなければ、私のほうからも少し振り返って一言、せっかくのまとめの会ですから。

今、社会保障の領域では市場と社会保障の重なる部分が大変増えてきて、私もこれ以外にも幾つかの分野で類似の議論をやっておりますけれども、利用者の公正、それから消費者の公正を高めるという意味では、目的は同じなのですが、異なる理論というか、考え方があるので、ここをどう両立してバランスを取るのかというところが大変難しくて、皆さんもいろいろ悩まれたテーマかと思います。

ただ、今回こういう形でルールが確立できたということは、大変重要な仕事に関わることができたかと思います。このルールによって、消費者が実質的な選択能力を高めることができるように、それからこのルールに対して供給者側がどのように反応していくのかというところは、これからの通知も含めて行政にはきちんとモニターしていただきたいと思います。

それから、今日も議論がありましたけれども、関連する影響としては、地域社会、人口構造も様々に違うわけでありますし、分権社会でありますけれども、様々な根拠がよく分からないようなローカルルールができていくと、今度は市場の発達を阻害することになるかと思います。かつても保険外サービスであまり根拠がはっきりしないようなローカルルールがいろいろあったとも聞いておりますので、こういったところについても政府のほうで考え方を整理していただきたいと思っています。

今回の新しいルール、これは規制強化というよりはきちんと良質な市場が発達するための条件整備というふうに捉えるべきかと思いますし、今後の世の中が変化していく中に合わせて、あるいは消費者、それから利用者、供給者側の反応を見ながら、行政におかれましては適宜バージョンアップをして、良好な市場が発達するように条件整備を整えていただきたいと思います。

先ほどもありましたように、こういった情報が適切に伝わっていない事業者もあるかと

思いますので、そういったところへの情報提供も行政に引き続き注力していただきたいと思っております。

私からはやや感想めいたところですけれども、大事な仕事に関われて大変ありがたく思っております。

構成員から今日いろいろ御意見がありましたけれども、事務局から何かコメントはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、よろしいでしょうか。これで取りまとめということになります。議論も尽くされたようでございますので、議論は終了したいと思います。大筋の方向性については、おおむね皆様の御了解を得たと判断しております。今後の施行に向けましては、基準策定等に関する具体的な意見を取りまとめ、今日大体もう皆さん合意されていると思いますので、この後、何か多少表現ぶりの細かいものがありましたら座長に御一任いただきたいと思っております。

本検討会で議論していただきました結果については、社会保障審議会の介護保険部会で報告することになります。今回で一応の取りまとめをいただきましたので、先ほども申しましたが、私としても大変いい仕事に関われたと思っております。

今回の議論は有料老人ホームに係る法改正の成立を受けて、登録制度や施行に向けた登録基準や登録事務等をめぐる論点について御議論いただきました。改めて御賛同いただきました皆さんにお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、熊木局長から一言、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○熊木老健局長　本日は、この登録制度の在り方につきまして取りまとめ、そして座長一任をいただきまして誠にありがとうございます。

私自身は２回の参画でございましたが、この検討会自体は社会福祉法等の一部を改正する法律の成立以降３回、もともと全体でいえば10回、これまで議論を積み重ねてきたということでございます。

本日、縷々御議論がございましたとおり、この分野におきましてはやはり何と言っても高齢者、そして要介護の方が入居するホームということに鑑みまして、その皆様方の安心と安全をいかに確保するのかを第一に置きながら、他方でこの分野におきましては民間のよさを活力して健全に発展してきたということに鑑みまして、現実的な規制の在り方を考えなければならない。これは駒村座長のおっしゃり方によれば、市場と社会保障の重なりということでありますが、そこには一定の相克があったということであります。また、都市部と中山間地でも大分状況が異なるということもありますので、そういう中でいかに取りまとめいただくかということはなかなか大変な作業であったと思います。このように、利用者の方々が適切に判断できる、そしてホームが健全に発展する、そういう条件整備を一つ一つ整えていくことによって、社会は一歩一歩前に進んでまいります。

今後、私どもといたしましては、この取りまとめを受けまして、介護保険の部会に報告

をし、政省令を年内に改正し、そして来年12月の施行に向けて今日御議論がありました御意見を踏まえながら、そして、やはりせっかくいいものをつくったのであれば、それをしっかりと周知し､理解をいただくということが重要だと思いましたので､その点も含めて、またここにいらっしゃる皆様方とともに歩んでいきたいと思います。

本日は、座長を務めていただきました駒村先生とともに、そして構成員の皆様方に感謝を改めて申し上げまして私の御挨拶とさせていただきます。

○駒村座長　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了したいと思います。皆様におかれましては、大変ありがとうございました。